

第9問 相隣関係に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。なお、別段の慣習の有無を考慮する必要はない。

ア 土地の所有者は、隣地の竹木の枝が境界線を越える場合において、急迫の事情があるときは、その枝を切り取ることができる。

イ 建物を築造する際に境界線から50センチメートル以上の距離を保つ必要がある場合において、これに違反して建築をしようとする者がいるときは、隣地の所有者は、建築の着手時からの期間にかかわらず、建物が完成するまでの間は、その建築を中止させ、又は変更させることができる。

ウ 二棟の建物がその所有者を異にし、かつ、その間に空地がある場合において、その一方の所有者が他方の所有者との共同の費用でその境界に囲障を設けることを求めたにもかかわらず、他方の所有者との間で設置する囲障の材料と高さについての協議が調わなかったときは、当該一方の所有者は、その境界に囲障を設けることができない。

エ 土地の所有者は、隣地の所有者及び隣地を現に使用している者の承諾を得なければ、境界標の調査をするため必要な範囲内であっても、当該隣地を使用することができない。

オ 境界線を明らかにするための測量の費用は、相隣者が土地の広狭に応じて分担する。

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

民法：19

第28問

相隣関係

相隣関係に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、別段の慣習の有無については考慮しないものとする。

ア 境界標の設置及び保存の費用は、相隣者が等しい割合で負担するが、測量の費用は、それぞれの土地の広狭に応じて分担する。

イ 土地の所有者は、隣地の竹木の枝が境界線を越えて、自己が所有する土地に侵入している場合には、竹木の所有者の所在を知ることができないときであっても、その枝を自ら切り取ることはできない。 ※関連論点

ウ 土地の所有者は、他の土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用しなければ水道水の供給を受けることができない場合において、水道水の供給を受ける方法として、他の土地に設備を設置することも、他人が所有する設備を使用することも可能であるときは、任意にいずれかの方法を選択することができる。

エ 土地の所有者は、その所有地の水を通過させるためであっても、低地の所有者が設けた工作物を使用することはできない。

オ 土地の境界線に接して建物を建築しようとする者があり、隣地の所有者がその建築の中止を請求することができる場合であっても、その後、建築が着手され、着手の時から1年を経過した後は、当該隣地の所有者は、建築主に対し、その建築の中止を請求することができない。

1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ